

2018年12月25日

Press Release
報道関係各位



**平成31年度政府予算案および税制改正の大綱について
(閣議決定を受けて)**

公益社団法人 日本薬剤師会は掲題の件につきまして都道府県通知を发出致しましたので、ご報告させていただきます。

お問合せ先：日本薬剤師会 広報課
電話：03-3353-1171
FAX：03-3353-6270
koho@nichiyaku.or.jp

平成 30 年 12 月 25 日
日 本 薬 剤 師 会

平成 31 年度政府予算案および税制改正の大綱について
(閣議決定を受けて)

平成 30 年 12 月 21 日、平成 31 年度政府予算案および平成 31 年度税制改正の大綱が閣議決定されました。

一般会計の総額は、前年度の当初予算額 3.8%増の 101 兆 4,564 億円となり、7 年連続で過去最大を更新し、初めて 100 兆円を超えました。総額を押し上げた主な要因は来年 10 月の消費増税に備えた対応によるものですが、歳出の 3 分の 1 が社会保障費に充てられ、高齢化に伴い医療・介護に関する項目はいずれも費用が増加しています。

厳しい国家財政の中、本会が要望していた、かかりつけ薬剤師・薬局機能の充実・強化に関する事業（薬局機能強化・連携体制構築事業）をはじめ、全国薬局機能情報提供制度事業が新たに計上されたことは、地域住民への薬剤師・薬局業務のさらなる見える化と共に、広く薬剤師・薬局への理解が進む上でも重要なことであり、目前に迫った超高齢社会における地域医療提供体制の中で、薬剤師・薬局に大きな期待が寄せられたものと認識しています。

消費増税については、これまでと同様に診療報酬本体への補てんという形で対応が行われますが、その時期は薬価改定と同時の来年 10 月 1 日からとされ、現場の混乱が回避され望ましいことと受け止めています。過去の消費増税時に生じた補てん不足の状態が発生しないよう、今後は精緻に検証を行い、継続的に状況を確認しながら「過不足が生じないよう見直す」とする対応については評価しますが、その一方で過去調剤報酬の補てん率が 100%を大きく下回った経緯も踏まえ、中医協消費税分科会等での議論に臨むとともに、消費増税対応のために実施された薬価改定が頻回改定の引き金とならぬよう注視したいと思います。

また、税制改正の大綱においては、新たに個人事業者の事業承継税制の創設が明記されたことで、これまで措置の対象となっていなかった個人薬局も事業承継税制の対象とされ、土地、建物、医療機器等に係る贈与税・相続税が猶予されることとなり、脆弱な財政基盤に立っている個人薬局にとって大きな福音となるものと受け取っています。

今回の閣議決定については、国民に広く負担を求める消費増税とそれを基盤としての予算編成および税制大綱と理解しています。厳しい国家財政の中にあって、国民の健康と安全を守る医療職の一員として医師等との連携をさらに進め、地域住民・患者に対してのより質の高い医療の提供に活用していくとともに、すべての薬剤師・薬局が「かかりつけ薬剤師・薬局」として期待される役割を十分に職能が発揮できるよう、引き続き取り組んで参る所存です。